



彩の国  
埼玉県



埼玉県熊谷家畜保健衛生所  
住所 熊谷市円光1-8-30  
電話 048-521-1274/FAX048-526-1063  
(夜間・休日等は緊急携帯電話に転送)  
E-mail k211274@pref.saitama.lg.jp

# 家畜衛生だより

令和5年12月発行

**！死亡牛のBSE検査対象が変更になります！**

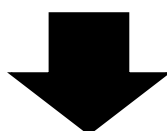
令和6年4月1日より、

**全月齢**の**特定症状**を呈した牛、特定症状以外の **BSE** を否定できない**症状**を呈した牛が検査の対象になります。

**通常の死亡牛の検査は月齢にかかわらず廃止**します。

## <現行>

	0 か月齢～	48 か月齢～	96 か月齢～
通常の死亡牛	(検査不要)	(検査不要)	検査対象
BSE を否定できない牛	(検査不要)	検査対象	検査対象
特定症状牛	検査対象	検査対象	検査対象



## <変更後>

	0 か月齢～	48 か月齢～	96 か月齢～
通常の死亡牛	(検査不要)	(検査不要)	(検査不要)
BSE を否定できない牛	検査対象	検査対象	検査対象
特定症状牛	検査対象	検査対象	検査対象

☆特定症状、特定症状以外の BSE を否定できない症状については裏面を参照してください。

## 特定症状とは

- 1 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化がある
  - ①興奮しやすい
  - ②音、光、接触等に対する過剰な反応
  - ③群内序列の変化
  - ④搾乳時の持続的な蹴り
  - ⑤頭を低くし、柵等に押し付ける動作の繰り返し
  - ⑥扉、柵等の障害物におけるためらい
  
- 2 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状がある

## 特定症状以外の BSE を否定できない症状(BSE 関連症状)とは

- 1 起立不能牛
  - 以下の症状を呈していた、または呈していた可能性が高い牛でその症状が進行性であり、行動変化や神経症状を呈するほかの一般的な理由では説明できないもの
    - ・犬座姿勢
    - ・異常歩様(特に後肢運動失調)
    - ・頭を低くする
    - ・障害物回避が困難になる
    - ・起立不能 等
  
- 2 死亡牛
  - 死亡前に
    - ・治療の効果が期待できない進行性の行動変化(異常行動等)
    - ・進行性の非特異的な症状(乳量減少、体重減少等)  
を呈していた、または呈していた可能性が高い牛であり、その症状が他の一般的な理由では説明できないもの